

デジタルサイネージチェックシート

☑チェックシート

デジタルサイネージを設置する際の事前相談や申請時に、このチェックシートを活用してください。

チェック	項目	解説
<input type="checkbox"/>	1 設置禁止 地域【条例】	特別規制地域や1普100m規制地域では、道標案内図板でなければ設置できないことから、表示内容を容易に変えられるデジタルサイネージの設置は禁止。(ただし、自家広告物の場合は設置可能。)
<input type="checkbox"/>	2 設置禁止 地域【条例】	特別規制地域のうち、東名又は第二東名から200mの区域では、自家広告物であっても点滅及び回転する表示が禁止されていることから、自家広告物のデジタルサイネージの設置も禁止。
<input type="checkbox"/>	3 設置禁止 地域 【他法令】	地区計画を定めた地区や都市景観形成地区においては、デジタルサイネージを含む野立広告板等を設置できない地区があるため、土地政策課 景観担当 (Tel457-2656) に確認すること。
<input type="checkbox"/>	4 画面の輝度 【行政指導】	画面の輝度については、設置後の苦情につながらないように、日中3,000cd/m ² 、夜間800cd/m ² 程度以下を目安とするとよい。 (周囲の明るさに応じて対応。)
<input type="checkbox"/>	5 動画の動き 【行政指導】	動画の動きについては、「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」を踏まえるとよい。
<input type="checkbox"/>	6 使用時間 【行政指導】	使用時間は、交通量や節電を考慮して、営業時間内や朝6時～夜22時以内を目安とするとよい。
<input type="checkbox"/>	7 道路交通への支障 【規則】	道路交通への支障については、交通管理者である警察(担当は各警察署の交通課)と協議すること。 ※明らかに支障がない場合は協議不要。 ※浜松中央署(Tel475-0110)、東署(Tel460-0110)、西署(Tel484-0110)、浜北署(Tel585-0110)いずれも代表電話。
<input type="checkbox"/>	8 その他交通への支障 【規則】	鉄道(JR、遠鉄、天浜線)、航空(航空自衛隊)、船舶(漁協)の各交通への支障については、各機関と協議すること。 ※明らかに支障がない場合は協議不要。
<input type="checkbox"/>	9 確認申請 【他法令】	高さ4mを超える野立広告板(塔)に、デジタルサイネージを設置する場合や、建物の壁面に、高さ4mを超えるデジタルサイネージを設置する場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請をすること。 (建築行政課 建築確認検査G Tel457-2472)
<input type="checkbox"/>	10 壁面後付けの場合 【規則】	特に建物の壁面に、後付けでデジタルサイネージを設置する場合、設置する建築物の構造上問題がないか、及び設置の方法が適切であるかについて、建築物の設計者若しくは建築士と協議すること。
<input type="checkbox"/>	11 環境部局との協議 【他法令】	表示に合わせて音声を出す場合や、光による自然環境・生活環境への影響が想定される場合は、環境保全課と協議すること。 (環境保全課 大気騒音対策G Tel453-6170。静岡県生活環境の保全等に関する条例、浜松市音・かおり・光環境創造条例による。)
<input type="checkbox"/>	12 近隣住民への説明 【行政指導】	後々のトラブルを防止するため、近隣に住宅がある場合など、必要に応じて、近隣住民へ事前説明するとよい。